

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年5月17日

【事業年度】 第67期(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村浩一

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 春井克公

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 春井克公

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月		2019年 2月	2020年 2月	2021年 2月	2022年 2月	2023年 2月
売上高	(百万円)	138,167	142,954	159,418	163,016	169,524
経常利益	(百万円)	3,935	2,348	12,374	12,852	11,588
当期純利益	(百万円)	2,181	1,077	8,276	8,498	7,640
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)					
資本金	(百万円)	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(百万円)	61,812	60,758	67,643	72,301	77,098
総資産額	(百万円)	103,267	104,428	117,443	122,411	129,592
1株当たり純資産額	(円)	975.09	972.78	1,087.26	1,187.34	1,279.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	21.00 (10.00)	21.00 (10.00)	23.00 (11.00)	25.00 (12.00)	26.00 (13.00)
1株当たり 当期純利益	(円)	34.19	17.31	133.22	138.98	126.51
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	(円)	34.18		133.22	138.79	126.35
自己資本比率	(%)	59.6	57.8	57.5	59.0	59.4
自己資本利益率	(%)	3.5	1.8	12.9	12.2	10.2
株価収益率	(倍)	26.6	52.3	11.5	10.0	12.4
配当性向	(%)	61.4	121.3	17.3	18.0	20.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,899	1,113	18,073	8,750	3,467
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,159	1,930	1,551	1,353	2,410
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,940	2,855	2,056	4,280	2,969
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	45,769	42,097	56,556	59,687	57,748
従業員数 (外、臨時従業員の 年間平均雇用人員数)	(名)	690 (3,978)	696 (3,993)	713 (3,951)	725 (3,922)	680 (3,969)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	74.9 (93.6)	76.1 (99.6)	128.7 (117.5)	119.1 (119.7)	135.0 (127.8)
最高株価	(円)	1,358	1,023	1,864	1,864	1,739
最低株価	(円)	786	808	623	1,311	1,296

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 最高株価および最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しており、第67期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

年月	概要
1956年10月	茂理 満(現名誉会長の母)と現名誉会長 茂理佳弘が宮詣り衣装、出産準備品を扱う「赤ちゃんの西松屋株式会社」を設立し、大手前通り店出店(資本金1,100千円、兵庫県姫路市本町、1997年11月廃止)
1959年3月	「株式会社 西松屋ストアー」に商号変更
1965年10月	子供服の販売を事業目的に加え兵庫県姫路市紺屋町に出店し、あわせて本部事務所を移転
1971年11月	大阪府大阪市に出店
1972年4月	本部事務所規模拡大のため、兵庫県姫路市二階町に出店(1994年10月廃止)し、同時に本部事務所を移転
1979年8月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
1979年10月	兵庫県姫路市に駐車場付郊外型店舗を出店
1985年11月	仕入活動強化のため大阪市北区芝田に大阪事業部事務所を開設
1987年3月	大阪事業部の規模拡大に伴い、事業部事務所を大阪市北区より大阪市東淀川区に移転(1994年4月廃止)
1988年4月	兵庫県神戸市に郊外型大型店舗を出店
1989年12月	商品情報と販売情報を即時に収集するため、POSシステムと汎用コンピュータを導入
1990年11月	兵庫県神崎郡福崎町に出店、初めて郡部立地へ出店
1991年4月	兵庫県伊丹市に商品管理センター開設(1994年1月移転)
1991年6月	業績規模の拡大に伴い、兵庫県姫路市南駅前町に本部事務所を移転
1993年11月	岡山県倉敷市に2店舗を出店し、中国地区へ販売エリアを拡大
1994年1月	分散していた本部機能の効率化を図るため、本社新社屋兼商品管理センター(兵庫県姫路市飾東町)を建設し移転(2002年8月業務の完全外部委託化に伴い商品管理センター廃止)
1997年5月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
1997年5月	香川県高松市に出店し、四国地区へ販売エリアを拡大
1997年5月	埼玉県本庄市に出店し、関東地区へ販売エリアを拡大
1997年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録銘柄として登録
1998年9月	福岡県北九州市に2店舗を出店し、九州地区へ販売エリアを拡大
1999年9月	静岡県富士市に出店し、中部地区へ販売エリアを拡大
1999年11月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
2001年2月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
2001年7月	福島県郡山市に出店し、東北地区へ販売エリアを拡大
2003年4月	北海道札幌市に3店舗を出店し、北海道地区へ販売エリアを拡大
2004年4月	沖縄県沖縄市および那覇市に出店し、沖縄県へ販売エリアを拡大
	北海道から沖縄県までの47都道府県、全国にチェーン店網を完成
2011年9月	神戸市中央区加納町に商品開発本部(旧 商品本部)三宮事務所を開設(2016年7月廃止)

年月	概要
2015年4月	大阪市淀川区宮原に商品本部新大阪事務所（現 新大阪本部）を開設
2016年3月	さいたま市大宮区桜木町に東日本事務所を開設
2016年11月	インターネット販売専用の配送センター「ネット東日本センター」を開設
2018年11月	インターネット販売専用の配送センター「ネット西日本センター」を開設（2020年7月廃止）
2018年12月	店舗数が1,000店舗に到達
2019年12月	東京都千代田区神田須田町に東日本事務所を移転
2021年11月	自社運営のインターネット販売サイト「西松屋公式オンラインストア」を開設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2023年2月	2023年2月20日現在で店舗数1,067店舗（北海道地区49店舗、東北地区92店舗、関東地区293店舗、中部地区180店舗、近畿地区193店舗、中国地区76店舗、四国地区39店舗、九州・沖縄地区145店舗）

### 3 【事業の内容】

当社は、お子さまを持つ家庭の毎日の子育てが楽しくなる“豊かな暮らし”実現のために、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っており、ドミナントエリアづくりによって、ナショナルチェーンとしての店舗網の拡充を進めております。

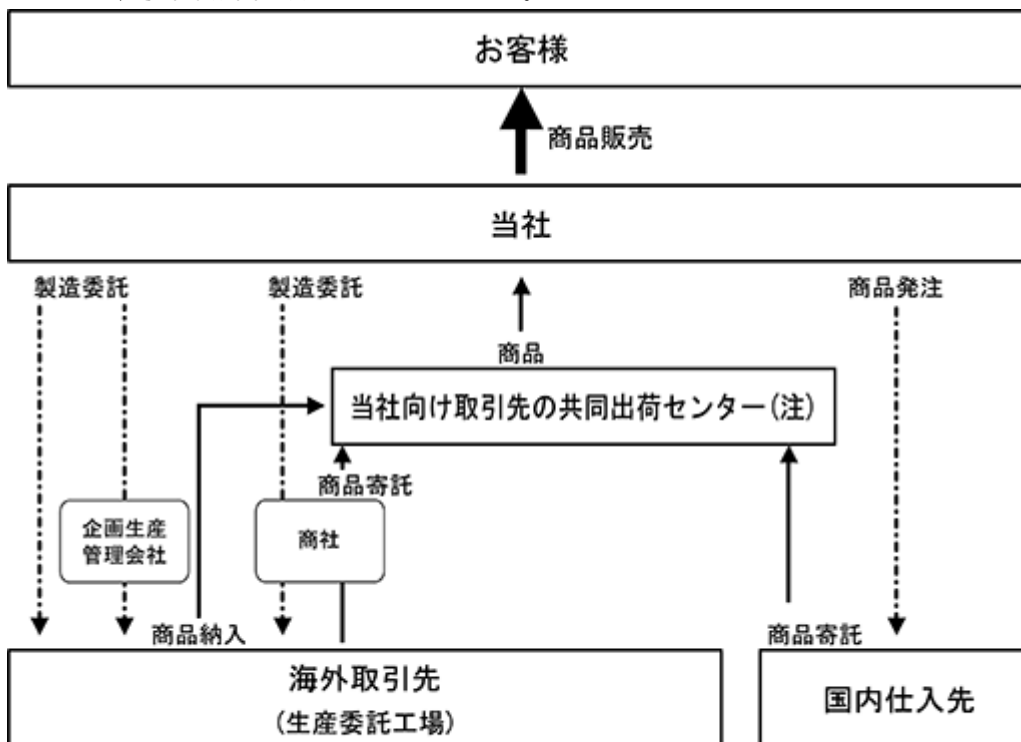
当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであります。

仕入先は国内・国外を問わず、より低いコストで適切な品質の商品を調達しております。また、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者などを活用し、お客様の立場に立った品質を備えたプライベートブランド商品の開発を推し進めることを重点政策としております。

商品は、各店舗およびインターネット販売にて主に直接一般顧客に現金等で販売しており、主要な取扱品目は次のとおりであります。商品に加え、贈答用に「西松屋チェーンギフトカード」の販売も行っております。また、国内外の事業パートナーを通じて現地小売店および海外のインターネットショッピングサイトにて商品を販売しております。

商品別	主要な品目
子供衣料	ベビーアウトウエア・肌着・パジャマ等 ボーイズアウトウエア・肌着・パジャマ等 ガールズアウトウエア・肌着・パジャマ等
育児・服飾雑貨	調乳・離乳用品、衛生・雑貨用品、寝装・寝具 ベビーカー・カーシート等のおでかけ用品 室内用マット・チェア・ラック・歩行器等の室内用品 帽子・シューズ・レイングッズ等の服飾雑貨 玩具、ギフトセット
ベビー・マタニティー衣料	新生児衣料 マタニティー用品 和装用品
その他	自動販売機商品等

なお、事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社と仕入先の利便性向上のため、当社向け共同出荷センターを設置し、運営を物流会社等へ委託しているものであります。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2023年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
680 (3,969)	40.04	13.92	6,332,090

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の( )は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。  
3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。  
4 当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

#### (1)会社の経営の基本方針

当社は、「日常の暮らし用品を、気軽に自由に、そしてお客様に満足される品質の商品を、どこよりも低価格で最も便利に提供することによって、社会生活の向上に寄与する」ことを経営の基本方針としております。

そのために、私たちは、チェーンストア経営の技術体系で理論武装した“お客様の暮らしを守る”テクノクラート集団でありたいと思っております。

#### (2)目標とする経営指標

当社は、全国各地への標準化された店舗の積極的な出店などによる売上の拡大と効率的な経営による収益性の向上を目指しているため、売上高と経常利益を重視しております。

#### (3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

次期の見通しにつきましては、円安の進行や原材料価格の高騰などにより、消費財やエネルギー等の価格転嫁が進み、物価が上昇するなど、景気の先行きが不透明であるなか、当業界におきましては、業態を超えたシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われまます。

このような状況のなかで当社は、不採算店舗のスクラップや売場面積の狭い店舗から広い店舗へのリプレースにより、収益性の改善や品揃えの拡充を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。これら実店舗の他、インターネット販売につきましては、自社で運営する「西松屋公式オンラインストア」での売上を伸ばすとともに、収益性の改善にも取り組んでまいります。商品政策につきましては、プライベートブランド商品の開発をさらに推し進め、より競争力のある価格政策を実行するとともに、小学校高学年向け商品を衣料から雑貨まで幅広く品揃えを拡充することで、売上や客層の拡大を図ってまいります。また、仕入計画とシーズン毎の在庫管理の徹底を通じて、当初価格での販売比率を向上させるとともに、グローバルソーシングの拡大などによる原価低減にも取り組むことで、売上総利益の確保に努めてまいります。店舗運営につきましては、最適な人員配置に加えて、業務システムの見直しを行い、IT等の利用により店舗での作業手順の改善・単純化に繋げ、ローコストオペレーションを推進してまいります。以上の課題を達成することで、業績の向上に努める所存であります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

### (1) 天候要因について

当社の主力商品のひとつであるベビー・子供衣料は、気温の変化に敏感であり、天候不順や異常気象による例年と大きく異なる気温の推移があった場合、販売数量の計画に差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、仕入計画とシーズンごとの在庫管理の徹底を通じて過剰在庫を抑制するとともに、販売状況に応じて商品を供給する体制の構築を目指すことでリスク低減を図ってまいります。

### (2) 自然災害について

地震等の自然災害による本部、店舗、ネットセンターおよび当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場における被害の発生により、当社の商品供給体制に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、重大な自然災害が発生した場合は、対策本部を設置するなどの体制を整備しております。また、商品の供給におきましては日本国内や中国以外のルートを開拓し商品調達先の分散を図るとともに、複数の物流センターを設営し配送機能を分散させることでリスク低減を図ってまいります。

### (3) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行により、本部、店舗、ネットセンターおよび当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場の所在地やその周辺地域において感染者が拡大し、また、それに連動して国内外で流通制限などの非常事態が発生することにより、当社の商品供給体制や販売に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、従業員の出勤前の体温測定やマスク着用などを徹底して行い、お客様と従業員の健康と安全を最優先に考え、お客様が安心してご購入物していただけるように、新型コロナウイルス感染防止の取り組みを実施したうえで、全国の店舗で営業を続けてまいりました。

### (4) 為替の変動について

当社の販売商品の多くは海外で製造されており、為替の変動が輸入価格に影響することが考えられます。また、特に当社が独自に開発輸入しております製品につきましては、為替の変動が直接影響いたします。

当社は、為替の変動リスクを低減するために、外国為替管理規程に基づき為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、急激かつ大幅な為替の変動が続いた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 競争の激化について

当社が販売するベビー・子供用品は、専門店のほか、百貨店、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の業態においても販売され、競争は激化しております。今後の競争状況の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、手ごろな価格とお客様の立場に立った品質を備えたプライベートブランド商品の開発を推し進めることにより、他社との差別化や競争力の強化を図ってまいります。



(6) 出店計画について

当社は、今後の出店方針としてSC（ショッピングセンター）への出店も継続して計画を進めております。SC出店につきましては大規模小売店舗立地法等による規制を受けることとなります。当該規制により出店計画に大きな変更が生じた場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の厳格な出店基準に合致する物件がなければ出店予定数を変更することもあるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、新規SCへの出店に限らず、既存SCの居抜き物件への出店も積極的に進めていくことにより、計画どおりに出店が進まないリスクを低減してまいります。

(7) 店舗の建設協力金および保証金について

当社は、主に店舗の土地および建物を賃借する形で出店しており、地主やディベロッパーに対して建設協力金や敷金・保証金などの資金を差入れておりますが、当該差入れ先の倒産その他の事由により、その全額または一部が回収できなくなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、出店前に与信調査を行うとともに、出店後も定期的に情報を入手することでリスクを低減してまいります。

(8) 人材の育成について

当社が必要とする人材の育成が計画通り進まない場合は、将来的には計画通りの規模拡大が継続できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、社員教育規程において、職位ごと、部署ごとに受講すべきセミナー・研修、必要とされる業務知識等を定め、計画的に社員教育を行っております。

(9) 出生率の低下について

わが国における新生児の出生率は長期的に低下傾向にあります。現在までのところ、出生率の低下が当社の業績に影響を及ぼした兆候は見られません。しかしながら、当社の市場占有率が飛躍的に拡大し、さらに新生児の出生率が低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、従来のマタニティ衣料およびベビーから子供サイズまでの生活用品の品揃えに加えて、小学校高学年向け（スクールサイズ）の商品の品種・サイズの拡大に取り組んでまいります。また、品揃えの拡大に対応する店舗の大型化にも取り組んでまいります。

(10) 政治・経済環境について

当社の販売商品は、生産力および生産コストの面から中国において製造されている物が多く、当該国の政治・経済環境が急激に変化し、当社の商品調達計画に大きな差異が出た場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、ASEAN諸国など、中国以外のルートを開拓し商品調達先の分散に取り組んでおります。

(11) 情報システムについて

当社は、P/Sシステム等多くのコンピュータシステムや通信ネットワークを活用して事業を運営しておりますが、コンピュータウイルス、自然災害等によりシステム障害が発生した場合、業務に支障が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、コンピュータウイルス対策やバックアップデータの保管などを実施するとともに、従業員に情報セキュリティ研修を毎年実施することでセキュリティ意識の向上に努めております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第67期の期首から適用しており、第67期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。前期比および対前期増減額は、当該会計基準等適用前の第66期業績と比較し計算しております。

#### （1）経営成績等の状況の概要

##### 財政状態および経営成績の状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かうなか需要が徐々に回復する一方、急激な為替相場の変動やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰など、景気の先行きは不透明感を増している状況にあります。

このような環境のなか、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は40店舗となりました。また、一方で不採算店舗のスクラップやリプレースも行い、9店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は1,067店舗となりました。

インターネット販売におきましては、自社で運営する「西松屋公式オンラインストア」が順調に拡大するなか、お客様の利便性を一層高めるため、これまでの各種決済サービスに加え、ギフトカードや優待券もお支払方法として追加いたしました。また、2017年発売当初より大変好評いただいております「西松屋チェーンギフトカード」におきまして、お客様により一層便利にお使いいただけるようリチャージ型カードの取り扱いを始めました。

商品面では、手ごろな価格とおお客様の立場に立った品質を備えた衣料品の「ELFINDOLL（エルフィン doll）」、育児用品の「SmartAngel（スマートエンジェル）」の両プライベートブランド商品の売上が伸びるとともに、小学校高学年向け商品の販売が非常に好調に推移しました。また、プライベートブランド商品の海外向け販売拡大に向けて、継続して新たな市場・顧客の開拓に取り組んでおります。あわせて、仕入計画とシーズン毎の在庫管理を徹底したことで、売上が増加するなか値下げロス額は減少しております。

オペレーション面におきましては、スーパーインテント（複数店管理店長）制度の確立や最適な人員配置を目的とした応援パート制度や多店舗パート制度の拡大を進めてまいりました。また、高騰する電気料金への対策として、節電や照明・空調設備の更新などに取り組むことで、経費の抑制に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は1,695億2千4百万円(前期比4.0%増)となりました。利益面では、急激な円安の影響などにより仕入原価が上昇し売上総利益率が低下したことにより、営業利益は109億3千3百万円(前期比10.8%減)、経常利益は115億8千8百万円(前期比9.8%減)、当期純利益は76億4千万円(前期比10.1%減)となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により34億6千7百万円増加し、投資活動により24億1千万円減少し、財務活動により29億6千9百万円減少しました。この結果、資金は前期末に比べ19億3千8百万円減少し、577億4千8百万円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期における営業活動による資金は、34億6千7百万円の増加（前期比52億8千2百万円の収入減少）となりました。これは、主に税引前当期純利益が114億6千8百万円、仕入債務の増加が26億4千5百万円となったことや減価償却費が13億7千万円あったことの一方で、棚卸資産の増加が58億7千5百万円、法人税等の支払が41億7千8百万円、売上債権の増加が15億6千万円あったことなどによります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動による資金は、24億1千万円の減少（前期比10億5千7百万円の支出増加）となりました。これは、主に固定資産の取得による支出25億4千9百万円や投資有価証券の取得による支出12億1千3百万円があった一方で、投資有価証券の償還による収入8億6千3百万円があったことなどによります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動による資金は、29億6千9百万円の減少（前期比13億1千1百万円の支出減少）となりました。これは、主に配当金の支払額が15億7千6百万円あったことや、自己株式の取得による支出が9億9千9百万円あったことなどによります。

販売の実績

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第67期 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
子供衣料	58,823	105.0
育児・服飾雑貨	94,592	104.2
ベビー・マタニティー衣料	16,025	100.0
その他	82	36.7
合計	169,524	104.0

仕入の実績

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第67期 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
子供衣料	38,279	121.1
育児・服飾雑貨	67,820	107.0
ベビー・マタニティー衣料	10,230	109.0
その他	10	6.1
合計	116,341	111.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末（2023年2月20日）現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、この財務諸表の作成にあたり、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、このうち重要なものは「第5 経理の状況」に記載しております。これらの見積りについては、継続して検証し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産の部)

当期末における総資産は1,295億9千2百万円と前期末から71億8千万円の増加（前期末比5.9%増）となりました。

流動資産は、前期末に比べて58億1千3百万円の増加となりました。これは、商品が49億1千6百万円、売掛金が15億6千万円増加したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて13億6千7百万円の増加となりました。これは、土地が8億7千6百万円、建物が6億2千7百万円増加したことなどによります。

(負債の部)

当期末における負債は524億9千4百万円と前期末から23億8千4百万円の増加（前期末比4.8%増）となりました。

流動負債は、前期末と比べて22億9千8百万円の増加となりました。これは、買掛金が13億2千9百万円、電子記録債務が12億1千3百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前期末と比べて8千6百万円の増加となりました。これは、退職給付引当金が8千2百万円増加したことなどによります。

(純資産の部)

当期末における純資産は770億9千8百万円と前期末から47億9千6百万円の増加（前期末比6.6%増）となりました。これは、主に当期純利益76億4千万円があった一方で、配当金の支払15億7千6百万円、自己株式の取得9億9千9百万円による減少があったことなどによります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は1,695億2千4百万円（前期比4.0%増）となりました。これは、新規に40店舗を出店したことおよび前期に出店した39店舗が1年間フル稼働したことなどによります。

(売上総利益)

売上総利益は590億5千8百万円（前期比0.5%減）となりました。売上高は前期より増加したものの、急激な円安の影響などにより仕入原価が上昇し売上総利益率が低下したことで、売上総利益は減少しております。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は481億2千5百万円（前期比2.2%増）となりました。これは、当期に40店舗を新規出店するなど積極的な出店で店舗数が増加したことなどによります。売上総利益が前期より2億7千5百万円減少したことに加え、販売費及び一般管理費が前期より10億5千万円の増加となったため、営業利益は109億3千3百万円（前期比10.8%減）となりました。

(経常利益)

営業外損益は為替差益の増加などにより、6千2百万円の増加となりました。この結果、経常利益は115億8千8百万円(前期比9.8%減)となり、売上高経常利益率は6.8%(前期比1.1ポイント減)となりました。

(当期純利益)

特別損益については、特別損失が減損損失7千8百万円、店舗閉鎖損失2千3百万円、災害損失1千7百万円となりました。

法人税等(法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額)は、38億2千8百万円(前期比10.5%減)となりました。

以上の結果、当期純利益は76億4千万円(前期比10.1%減)となりました。

(c) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については「(1)経営成績等の状況の概要 [キャッシュ・フローの状況](#)」をご覧ください。

(d) 資本の財源および資金の流動性に関する情報

当社の運転資金需要の主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費などの営業費用によるものであります。

また、投資資金需要の主なものは、新規出店店舗への投資やシステム関連への投資などによるものであります。

運転資金および投資資金については、営業活動によって得られる資金によって賄うことを基本としております。

(e) 経営方針・経営戦略または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

2028年2月期を達成年度として売上高2,500億円、経常利益250億円の中期目標を掲げております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

## 第3 【設備の状況】

## 1 【設備投資等の概要】

第67期は40店舗を新設し、店舗網の拡充を図るとともに9店舗を閉鎖いたしました。来期以降の新設店舗投資等を含めた第67期の設備投資額（敷金および保証金含む）は3,383百万円となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

## 2 【主要な設備の状況】

2023年2月20日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
(1) 店舗設備										
北海道	(76,893) 80,077	146	164	22	40		0	374	49	190
北海道地区計	(76,893) 80,077	146	164	22	40		0	374	49	190
青森県	(11,541) 11,541		21	5	3		0	31	14	49
岩手県	(21,768) 26,554	117	99	15	4			237	13	48
宮城県	(32,223) 35,623	148	100	16	8			273	22	86
秋田県	(4,180) 4,180		18	7	2			28	12	40
山形県	(17,784) 17,784		39	8	16			64	13	53
福島県	(35,356) 35,356		56	10	14			80	18	76
東北地区計	(122,855) 131,040	265	336	63	49		0	715	92	352
茨城県	(44,718) 44,718		118	6	24		6	155	31	121
栃木県	(29,502) 29,502		40	13	8			62	17	69
群馬県	(36,041) 37,667	81	212	19	7		10	330	20	77
埼玉県	(87,866) 87,866		311	34	39		0	386	58	241
千葉県	(66,849) 66,849		174	16	30		0	221	49	199
東京都	(63,458) 63,458		187	16	26		1	232	62	264
神奈川県	(43,313) 43,313		194	17	29			240	56	241
関東地区計	(371,750) 373,376	81	1,238	125	165		19	1,629	293	1,212
新潟県	(34,759) 34,759		200	27	9		2	238	22	87
富山県	(29,253) 29,253		15	7	8		1	32	10	40
石川県	(17,854) 17,854		31	4	3		0	39	9	36
福井県	(12,823) 12,823		13	6	2		0	23	8	27
山梨県	(15,137) 15,137		21	6	7			35	9	33

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
長野県	(41,131) 43,512	159	118	11	20		7	316	19	74
岐阜県	(31,556) 36,443	366	356	34	19			776	16	67
静岡県	(49,399) 53,705	312	311	31	24	8		688	34	133
愛知県	(53,439) 53,439		235	18	39		49	341	53	215
中部地区計	(285,354) 296,928	837	1,303	147	134	8	60	2,492	180	712
三重県	(26,324) 31,474	324	46	4	19		119	513	15	59
滋賀県	(19,499) 19,499		22	4	9		2	38	15	56
京都府	(24,086) 24,086		203	12	13		0	230	18	68
大阪府	(83,798) 85,454	369	390	34	54	1	2	852	69	281
兵庫県	(50,516) 63,546	1,321	653	45	39	10	13	2,083	54	208
奈良県	(34,952) 34,952		194	16	5		0	216	12	45
和歌山県	(14,960) 14,960		5	6	3		75	91	10	39
近畿地区計	(254,138) 273,974	2,015	1,515	125	145	12	212	4,027	193	756
鳥取県	(10,833) 10,833		6	7	4			18	7	24
島根県	(10,419) 10,419		9	2	6			18	7	27
岡山県	(28,455) 28,455		239	34	20		2	295	20	78
広島県	(32,211) 32,211		86	12	24	7	0	132	27	104
山口県	(19,949) 21,834	92	35	4	5			137	15	55
中国地区計	(101,869) 103,754	92	377	61	60	7	2	602	76	288
徳島県	(16,687) 16,687		174	22	8			205	10	38
香川県	(22,861) 22,861		148	15	7			171	10	37
愛媛県	(23,708) 23,708		126	17	8			152	13	48
高知県	(13,005) 13,005		9	2	1		1	15	6	25
四国地区計	(76,262) 76,262		459	57	26		1	544	39	148
福岡県	(68,563) 71,517	296	372	52	42	8		772	50	199
佐賀県	(25,566) 28,543	75	134	13	4			227	9	36
長崎県	(15,385) 15,385		4	1	6			12	11	41
熊本県	(34,252) 34,252		15	16	15			47	19	77
大分県	(22,460) 22,460		15	5	5			26	14	52
宮崎県	(17,680) 24,365	288	222	29	8		10	559	11	48
鹿児島県	(25,478) 35,901	307	442	40	22	18	84	916	17	69
沖縄県	(16,656) 16,656		48	9	6			64	14	69
九州・沖縄地区計	(226,043) 249,081	968	1,256	169	111	26	95	2,627	145	591
店舗設備計	(1,515,165) 1,584,494	4,406	6,650	773	733	54	393	13,013	1,067	4,249

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計 (百万円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)			
(2) その他設備 本社 (兵庫県姫路市)	(9,236) 11,468	80	284	4	12	27	5	416		222
新大阪本部 (大阪市淀川区)	( )		34		3		1	39		217
東日本事務所 (東京都千代田区)	( )		3		1			4		43
その他 (兵庫県姫路市 他)	( ) 16,152	429	16	0	7	82		535		
その他設備計	(9,236) 27,620	510	339	4	25	109	6	995		482
合計	(1,524,402) 1,612,115	4,916	6,990	778	758	164	400	14,009	1,067	4,731

- (注) 1 面積のうち( )内の数字は賃借部分を内書きしております。  
2 その他の有形固定資産の内訳は、機械及び装置34百万円、車両運搬具3百万円および建設仮勘定362百万円  
であります。  
3 従業員数にはパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の4,051人(2023年2月の総労働時間を1日8時  
間換算した人員)を含んでおります。  
4 投下資本の金額は、有形固定資産の帳簿価額で記載しております。  
5 その他設備のその他には閉鎖店舗の土地およびサーバ等が含まれております。  
6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	月間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)	摘要
店舗等土地および建物	1,262	12,665	オペレーティング・リース



## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## 重要な設備の新設等

販売エリア拡大のための店舗の新設等を計画しており、2023年2月20日現在におけるその設備計画の概要は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の 所要金額 (百万円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
BIG HOPE印西店	千葉県印西市	賃貸	18	2	16	2022.12	2023.2	1,183	新設
ベシア長生店	千葉県長生郡長生村	賃貸	12	5	7	2022.11	2023.3	810	新設
福岡伊都店	福岡県福岡市西区	賃貸	14	5	9	2022.7	2023.3	992	新設
古河松並店	茨城県古河市	賃貸	42	14	27	2022.9	2023.3	952	新設
上尾ショーサン プラザ店	埼玉県上尾市	賃貸	17		17	2023.1	2023.3	840	新設
松阪塚本店	三重県松阪市	所有	532	371	160	2021.10	2023.3	1,326	新設
フジグラン丸亀店	香川県丸亀市	賃貸	8		8	2023.2	2023.3	754	新設
フォレストモール常陸太田店	茨城県常陸太田市	賃貸	33	14	18	2023.1	2023.3	1,064	新設
薩摩川内国分寺店	鹿児島県薩摩川内市	所有	435	235	200	2022.4	2023.4	1,147	新設
ベシア白河 モール店	福島県白河市	賃貸	17		17	2022.12	2023.4	863	新設
ヨシツヤ太平通り店	愛知県名古屋市中川区	賃貸	18	2	15	2023.1	2023.4	896	新設
岐阜又丸店	岐阜県岐阜市	賃貸	10		10	2023.2	2023.4	1,012	新設
新佐久平店	長野県佐久市	賃貸	52	7	45	2022.9	2023.5	810	新設
郡山芳賀店	福島県郡山市	賃貸	42	14	27	2022.10	2023.5	988	新設
和歌山梶取店	和歌山県和歌山市	所有	195	37	158	2022.6	2023.5	1,174	新設
名古屋茶屋店	愛知県名古屋港区	所有	188	2	186	2022.3	2023.5	988	新設
ミソラタウン掛川店	静岡県掛川市	賃貸	16	5	11	2022.12	2023.6	896	新設
ララプレイスひうみ店	長崎県佐世保市	賃貸	16		16	2023.2	2023.10	932	新設
新発田ミッドタウン小舟店	新潟県新発田市	所有	221	4	216	2022.11	2023.10	988	新設
大和高田神楽店	奈良県大和高田市	所有	212	2	210	2022.7	2023.12	988	新設
桐生相生店	群馬県桐生市	所有	260	1	259	2022.10	2023.12	1,164	新設
合計			2,366	725	1,641			20,767	

(注) 1 着手年月は、土地売買契約締結月、賃貸借契約締結月または工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載しております。

2 今後の所要資金1,641百万円は、自己資金により賄う予定であります。

3 予算金額の内容は、土地、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年2月20日)	提出日現在 発行数(株) (2023年5月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第22回新株予約権

決議年月日	2018年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役9名
新株予約権の数（個）	645
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 64,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,529 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社との関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第23回新株予約権

決議年月日	2018年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員587名
新株予約権の数（個）	4,534 [4,420]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 453,400 [442,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,529 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2023年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第24回新株予約権

決議年月日	2019年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の数（個）	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



## 第25回新株予約権

決議年月日	2019年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員98名
新株予約権の数（個）	779 [744]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 77,900 [74,400]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2023年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第26回新株予約権

決議年月日	2020年5月12日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役1名
新株予約権の数（個）	85
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,389 資本組入額 695
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第27回新株予約権

決議年月日	2020年5月12日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員99名
新株予約権の数（個）	1,181 [1,050]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 118,100 [105,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,336（注）2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,389 資本組入額 695
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2023年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第28回新株予約権

決議年月日	2021年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名
新株予約権の数（個）	120
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,741（注）2
新株予約権の行使期間	2023年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,958 資本組入額 979
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



## 第29回新株予約権

決議年月日	2021年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員91名
新株予約権の数（個）	819 [810]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 81,900 [81,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,741（注）2
新株予約権の行使期間	2023年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,958 資本組入額 979
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2023年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第30回新株予約権

決議年月日	2022年5月17日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員89名
新株予約権の数（個）	872 [854]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 87,200 [85,400]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,741（注）2
新株予約権の行使期間	2024年6月1日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,947 資本組入額 974
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。</p> <p>定年退職その他正当な理由のある場合。</p> <p>契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</p> <p>(3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2023年2月20日）における内容を記載しております。当事業年度末日から提出日の前月末現在（2023年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 第31回新株予約権

決議年月日	2023年5月16日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）であって取締役会で定める者
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	2025年6月1日～2030年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 合計200,000株を一年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

- 2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額。以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしていません。

第32回新株予約権

決議年月日	2023年5月16日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員であって取締役会で定める者
新株予約権の数（個）	15,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,500,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	2025年6月1日～2030年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。 (2)前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。 定年退職その他正当な理由のある場合。 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。 (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 (4)その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 合計1,500,000株を一年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額。以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしていません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年2月21日 ～ 2008年2月20日(注)	61,800	69,588,856	32	2,523	32	2,321

(注) ストックオプションの権利行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2023年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		20	26	220	169	108	66,406	66,949	
所有株式数 (単元)		99,875	7,605	145,199	71,117	164	371,164	695,124	76,456
所有株式数 の割合(%)		14.4	1.1	20.9	10.2	0.0	53.4	100.0	

(注) 1 自己株式9,455,189株は、「個人その他」に94,551単元、「単元未満株式の状況」に89株含まれておりま  
す。

2 2010年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託(J-ESOP)」に係る株式会社日本カスト  
ディ銀行(信託E口)所有の当社株式220,500株を自己株式数に含めて記載しております。

3 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ33単  
元および50株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2023年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1	9,628.5	16.01
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,861.9	8.09
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,641.8	7.72
大村 浩 一	兵庫県姫路市	3,768.9	6.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,939.5	3.23
みずほ信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ銀行口 再信 託受託者 株式会社日本カスト ディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,865.8	3.10
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人:ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT,25 SHOE LANE,LONDON EC4A 4AU,U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒ ルズ森タワー)	1,570.0	2.61
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	1,420.7	2.36
ハリマ共和物産株式会社	兵庫県姫路市飾東町庄313	1,200.0	2.00
大村 泰 子	兵庫県姫路市	1,074.7	1.79
計	-	31,972.0	53.17

(注) 1 大株主の状況については、信託財産等を合算(名寄せ)せず、株主名簿の記載通りに表示しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式9,455.1千株があります。

3 2010年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託(J-ESOP)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式220.5千株を自己株式数に含めて記載しております。

4 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,641.8千株

株式会社日本カストディ銀行 3,805.3千株

5 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数1,865.8千株は、株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を株式会社日本カストディ銀行に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

6 2022年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2022年10月31日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の 数 (千株)	株券等保有割 合 (%)
三井住友D S アセットマネジ メント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒ ルズビジネスタワー26階	763.9	1.10
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	276.4	0.40
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,748.4	2.51
計		2,788.8	4.01

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,455,100	2,205	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,057,300	600,573	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 76,456		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		602,778	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が9,234,600株、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式が220,500株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

## 【自己株式等】

2023年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	9,234,600	220,500	9,455,100	13.59
計		9,234,600	220,500	9,455,100	13.59

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 役員・従業員株式所有制度の概要

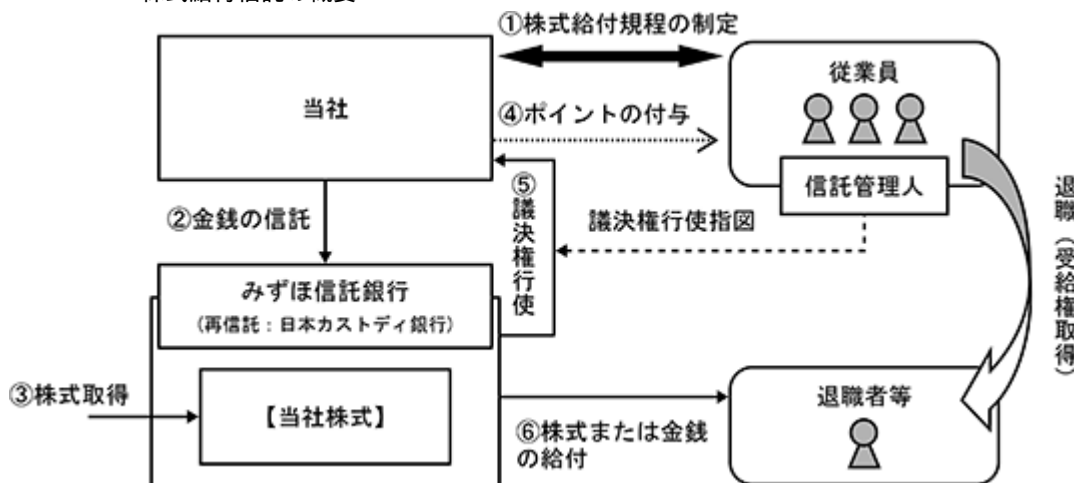
当社は従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」という）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続と職階に応じて「ポイント」を付与します。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与ポイントに応じて会計上適切に費用処理します。信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（またはそれに相当する金銭）の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

2023年2月20日現在において、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式は、前事業年度末から2,900株減少して220,500株であります。

3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

勤続年数が5年以上を経過している正社員であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年3月30日)での決議状況 (取得期間2022年4月1日~2022年4月21日)	442,000	500
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	317,000	499
残存決議株式の総数および価額の総額	125,000	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.3	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	28.3	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年9月28日)での決議状況 (取得期間2022年9月30日~2022年10月21日)	412,000	500
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	372,400	499
残存決議株式の総数および価額の総額	39,600	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.6	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	9.6	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年4月5日)での決議状況 (取得期間2023年4月7日~2023年4月20日)	229,000	300
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数および価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	178,900	299
提出日現在の未行使割合(%)	21.9	0.1

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	18	0
当期間における取得自己株式	92	0

(注) 「当期間における取得自己株式」欄には、2023年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式買取による自己株式数は含めておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	32,300	36	26,500	30
その他(退職に伴う給付信託口分の減少)	2,900	2	400	0
保有自己株式数	9,455,189		9,607,281	

(注) 1 当期間における「保有自己株式数」欄には、2023年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数および単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

2 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式が含まれております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり13円とし、中間配当金(13円)と合わせて26円となりました。これにより、配当性向は20.6%になりました。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金等に充当し、今後の事業基盤の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款に定めております。また、2021年5月18日開催の第65期定時株主総会決議により、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2022年9月28日 取締役会決議	789	13
2023年4月5日 取締役会決議	784	13

- (注) 1 2022年9月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」という)に対する配当金2百万円を含んでおります。
- 2 2023年4月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく信託口に対する配当金2百万円を含んでおります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

取締役会は、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役3名の計8名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち監査等委員である取締役全員を社外取締役としております。取締役会は原則月1回開催され、重要な業務執行に関する意思決定および取締役の職務執行状況の監督等を行っております。なお、議長は代表取締役社長であります。構成員につきましては「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されており、定期的に監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等から報告を受けるなどの方法により、監査等委員ではない取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部監査室等と相互に連携を図り、情報収集や意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査しております。構成員につきましては「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

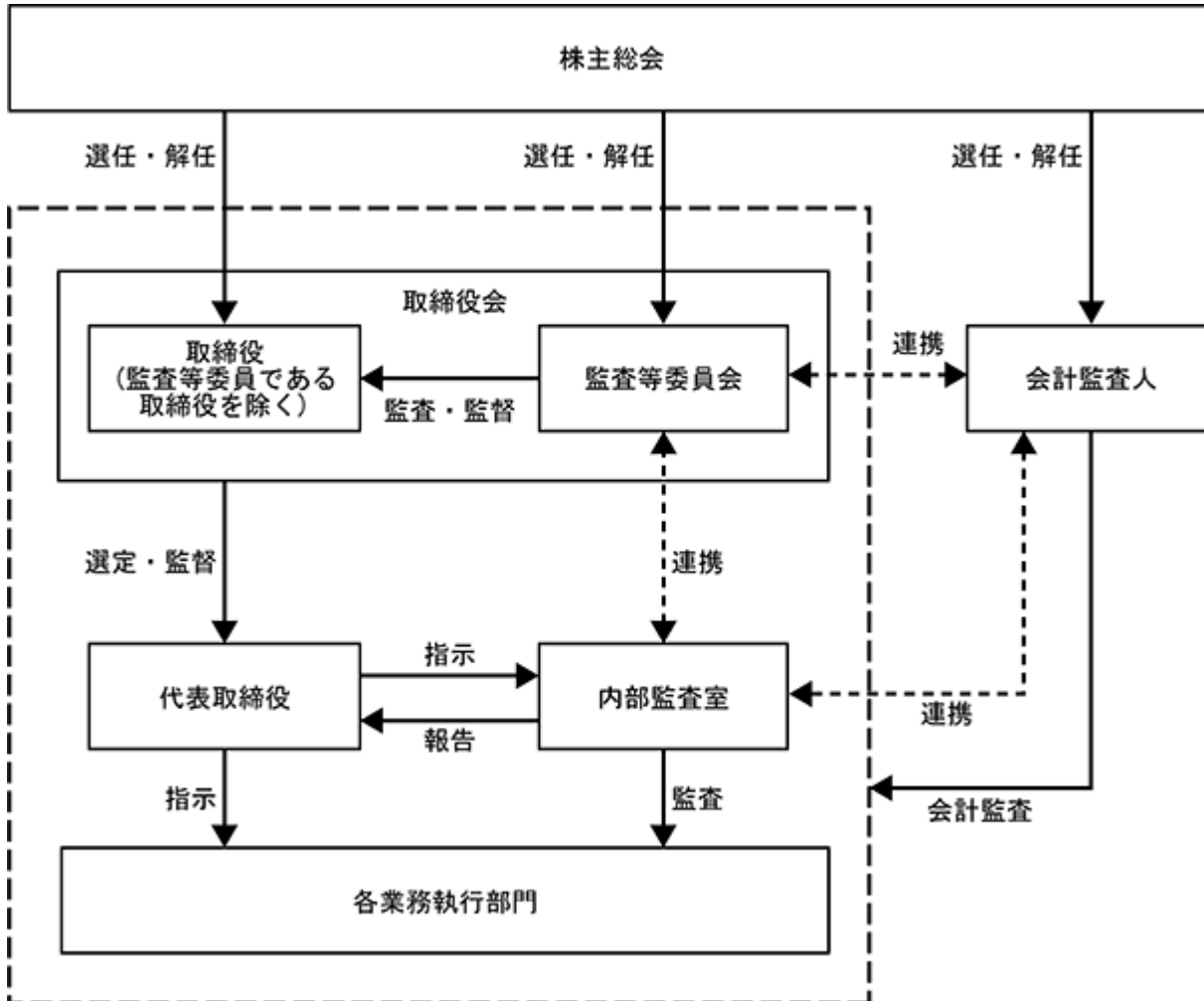
また、社長直轄の内部監査室2名が社内業務監査を実施し、各部署が法令、内部規程に照らし適正に職務を執行しているかを社長に報告するとともに、指摘事項について、適切に改善されているかをフォローアップしております。また、内部監査室は、監査等委員会、会計監査人および内部統制委員会と相互に連携を図り、情報収集と意見交換を行うことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から会計に関する監査を受けております。

以上のような企業統治の体制を採用することにより、当社は、監査等委員会設置会社として、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。



当社の統治体制を図で示すと以下のようになります。



#### 企業統治に関するその他の事項

当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会および事務局により、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は概ね月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたりリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範および各部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

その他、業務の適正を確保する体制を次のとおり整備しております。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役および使用人が法令および定款ならびに社会的規範を遵守して職務を遂行するための行動規範として、「社是」、「経営理念」、「従業員行動規範」の周知徹底を図っております。

(2) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況を監査しております。

(3) 当社は、法令に違反する行為またはその恐れのある行為の未然防止、早期発見、是正等を目的として、従業員等が直接情報提供を行うことができる内部通報の窓口を設置・運営しております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」・「情報システム管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報が文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録・保存・管理され、取締役が常時これらの文書等を閲覧できる状態を維持しております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク管理規程」においてリスクの種類、各リスクへの対応、責任部署を定め、当社の事業上のリスクを網羅的に管理しております。
  - (2) 当社に著しい損害を及ぼす事態が生じた場合は、損害を最小限にとどめるための施策を講じております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、あらかじめ年間の開催スケジュールを定め、原則として毎月1回、定例取締役会を開催し、重要な業務執行に関する意思決定、取締役の職務の執行状況の監督等を行う他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
  - (2) 当社は、取締役の業務執行の目標を明確にするため、中期経営計画を策定するとともに、事業年度ごとの業績目標、具体的施策、要員計画等を定めております。
  - (3) 当社は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等を制定し、取締役の職務権限と担当業務を明確にしております。
5. 当会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、現時点では企業集団を形成していないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備は行っておりません。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- 当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命します。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、監査等委員会が報告を求めた職務の執行に関する事項、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の他、必要に応じて内部監査の実施状況、内部通報制度における通報状況・通報内容を監査等委員会に報告します。
9. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会に報告をしたことを理由として、報告をした取締役および使用人に対して不利な取扱いを行うことを禁止しております。
10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、会社法第399条の2第4項に基づき、当社に対して、その職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当社は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとします。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、監査等委員会が会計監査人および内部監査室と緊密に連携を図ることができるよう、定期的にあるいは必要に応じて、双方が意見交換を行うための会合を設けるものとします。
  - (2) 当社は、特段の事情がない限り、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人による社内の重要会議への出席を認める他、当該使用人の職務の遂行に協力するものとします。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社は2021年5月18日開催の第65期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

- (1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの - 子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」に記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

### (a) 「企業価値向上への取組み」

#### ア 商品開発に対する考え方

お客様の立場に立った品質を備えたプライベート・ブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

#### イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

#### ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等に、当社は長年取り組んでおります。

(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

当社は、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、3名の独立社外取締役を選任しており、それぞれ弁護士及び公認会計士・税理士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、監査等委員会は独立社外取締役3名で構成され、定期的に関行なわれます。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等から報告を受けるなどの方法により、監査等委員ではない取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部監査室等と相互に連携を図り、情報収集や意見交換を行います。取締役会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査します。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及び事務局により、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は原則として月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入しております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様ご意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、第65期定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

##### (a) 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

##### (b) 上記(3)について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、買収防衛策に関する各指針等に適合していること、株主の皆様の意思が重視されていること、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス <https://www.24028.jp/news/wp-content/uploads/sites/5/20210416bbs.pdf>)

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を保険会社が填補するものであります。

#### 取締役の定数

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については7名以内、監査等委員である取締役については4名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

#### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	大村 禎史	1955年2月7日生	1979年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 1979年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社 1985年9月 当社入社 当社取締役 1990年4月 当社専務取締役 1996年5月 当社代表取締役副社長 2000年5月 当社代表取締役社長 2020年8月 当社代表取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) 友好エステート株式会社 代表取締役社長	(注)4	4,861.9
代表取締役 社長	大村 浩一	1987年10月31日生	2010年3月 東京大学法学部卒業 2010年4月 株式会社みずほ銀行入行 2014年3月 当社入社 2018年5月 当社経営企画室長 2018年8月 当社経営企画室長兼店舗運営本部副本部長 2019年1月 当社執行役員社長補佐室長 2019年2月 当社執行役員社長補佐室長兼商品監査部長 2019年5月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼商品監査部長 2019年6月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼コントローラー兼商品監査部長 2020年1月 当社取締役専務執行役員社長補佐室長 2020年8月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	3,768.9
取締役 副社長執行役員 店舗運営本部長	坂本 和徳	1958年8月27日生	1983年3月 広島大学大学院工学研究科修士課程修了 1983年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2014年7月 当社入社 2014年8月 当社商品本部雑貨商品本部玩具商品部長 2015年6月 当社商品本部雑貨商品本部副本部長兼玩具商品部長 2017年8月 当社店舗運営本部長 2017年9月 当社執行役員店舗運営本部長 2018年5月 当社取締役執行役員店舗運営本部長 2019年5月 当社取締役常務執行役員店舗運営本部長 2020年10月 当社取締役常務執行役員店舗運営本部長兼西日本店舗運営事業部長 2021年3月 当社取締役常務執行役員店舗運営本部長 2021年5月 当社取締役専務執行役員店舗運営本部長 2023年5月 当社取締役副社長執行役員店舗運営本部長(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本・北海道 店舗開発事業部長	石井 義人	1961年11月13日生	1984年3月	神戸商科大学(現兵庫県立大学) 商経学部卒業	(注)4	33.2
			1984年4月	当社入社		
			2008年9月	当社商品開発本部第三商品開発部 長		
			2010年7月	当社商品開発本部注文書監査室長		
			2011年6月	当社商品開発本部第4商品部長		
			2013年2月	当社店舗運営本部店舗運営部長		
			2016年2月	当社店舗開発本部西日本店舗開発 事業部近畿・東海店舗開発部長		
			2017年1月	当社西日本店舗開発事業部長兼 近畿・東海店舗開発部長		
			2018年2月	当社執行役員西日本店舗開発事 業部長		
			2020年11月	当社執行役員西日本・北海道店 舗開発事業部長		
			2021年5月	当社取締役執行役員西日本・北 海道店舗開発事業部長		
			2021年11月	当社取締役執行役員店舗開発本 部長兼西日本・北海道店舗開発 事業部長		
			2023年5月	当社取締役常務執行役員店舗開 発本部長兼西日本・北海道店舗 開発事業部長(現任)		
取締役 執行役員 社長室長 (物流部・IT推進部・ PB商品海外拡販部 管掌)	大村 禎昭	1959年11月17日生	1983年3月	京都大学工学部卒業	(注)4	22.1
			1983年4月	富士通株式会社入社		
			1991年1月	有限会社白浜鋳鉄工業所入社		
			2000年11月	雄山商事株式会社(現雄山株式会 社)入社		
			2015年6月	当社入社		
			2015年9月	当社管理本部業務システム改革 部長		
			2017年2月	当社執行役員業務システム改革 部長		
			2017年4月	当社執行役員商品本部副部長 兼業務システム改革部長		
			2018年2月	当社執行役員社長室(新大阪本 部管掌)兼業務システム改革部 長		
			2018年5月	当社取締役執行役員商品本部長		
			2020年1月	当社取締役執行役員社長室長		
			2020年5月	当社取締役執行役員社長室長兼 物流部管掌		
			2020年6月	当社取締役執行役員社長室長兼 物流部管掌兼グローバル事業推 進部管掌		
			2021年5月	当社取締役執行役員社長室長 (物流部・PB商品海外拡販部・ グローバルソーシング推進 室管掌)		
			2021年6月	当社取締役執行役員社長室長 (物流部・IT推進部・PB商 品海外拡販部・グローバルソー シング推進室管掌)		
			2022年5月	当社取締役執行役員社長室長 (物流部・IT推進部・PB商 品海外拡販部管掌)(現任)		



役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役(監査等委員)	菅尾 英文	1947年8月31日生	1972年3月 1976年3月 1982年6月 1994年5月 2007年6月 2012年6月 2019年6月 2021年5月	一橋大学法学部卒業 一橋大学社会学部卒業 菅尾法律事務所(現菅尾・岩見法律事務所)開設(現在に至る) 当社取締役 沢井製菓株式会社社外監査役 同社社外取締役 同社社外取締役退任 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	24.5
取締役(監査等委員)	濱田 聡	1952年10月3日生	1976年3月 1976年4月 1981年8月 1984年9月 1994年5月 2005年6月 2014年9月 2015年6月 2016年5月 2018年6月 2020年6月 2021年5月 2023年6月	一橋大学商学部卒業 監査法人中央会計事務所入所 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 当社監査役 WDB株式会社(現WDBホールディングス株式会社)社外監査役 ハマダ税理士法人設立(現在に至る) グローリー株式会社社外監査役 当社取締役 WDBホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) グローリー株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) グローリー株式会社社外取締役(監査等委員)退任予定	(注)5	-
取締役(監査等委員)	森 かおる	1961年5月16日生	1984年3月 1986年10月 1993年9月 2006年1月 2010年3月 2016年5月 2018年7月 2019年6月 2021年5月	慶應義塾大学経済学部卒業 監査法人中央会計事務所入所 長谷川三夫税理士事務所(現サン税理士法人)入所 長谷川・森会計事務所(現サン税理士法人)所長 福伸電機株式会社社外監査役(現任) 当社監査役 サン税理士法人設立 同法人代表社員(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計						8,710.7

- (注) 1 取締役菅尾英文氏、濱田聡氏および森かおる氏は社外取締役であります。  
2 代表取締役社長大村浩一氏は、代表取締役会長大村禎史氏の長男であります。  
3 取締役執行役員大村禎昭氏は、代表取締役会長大村禎史氏の実弟であります。  
4 任期は、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時から2024年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 任期は、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 当社では、業務執行責任を明確化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。上記以外の執行役員は次の13名であります。

氏名	職名
松尾光晃	店舗開発本部東日本店舗開発事業部長兼東日本事務所長
飛永龍生	育児雑貨商品本部長兼商品本部計数管理室長
小紫靖	実用衣料商品本部長
榊本雅一	服飾雑貨・寝具商品本部長
池之上靖成	アウター商品本部長兼男児アウター商品部長
春井克公	総務本部長兼庶務部長
尼子文章	経理部長兼財務室長
高橋宗隆	人事部長
大塚隼	法務部長
西野正彦	販促・ブランド戦略部長
南山泰章	店舗運営本部東日本店舗運営事業部長
安部貞行	店舗運営本部業務システム改革事業部長兼インターネット販売部長
金井宣治	物流部長

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員であります。

菅尾英文氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏は菅尾・岩見法律事務所所長であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

濱田聡氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。またWDBホールディングス株式会社並びにグローリー株式会社の社外取締役であります。WDBホールディングス株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。当社はグローリー株式会社の株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。同社は当社株式を保有しており、その持株比率は1%未満であります。

森かおる氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。同氏はサン税理士法人代表社員並びに福伸電機株式会社の社外監査役であります。同法人並びに同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けていませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にするとともに、法務や財務および会計等の専門性を重視しております。なお、社外取締役全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であります。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等から報告を受けるなどの方法により、監査等委員ではない取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部統制委員会、内部監査室と相互に連携を図り、情報収集や意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されており、定期的に監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等から報告を受けるなどの方法により、監査等委員ではない取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部統制委員会、内部監査室と相互に連携を図り、情報収集や意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査しております。

なお、監査等委員である社外取締役の菅尾英文氏は弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役の濱田聡氏および森かおる氏は公認会計士・税理士であり、財務、会計および税務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を4回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況
社外取締役 (監査等委員)	菅 尾 英 文	4回/4回
社外取締役 (監査等委員)	濱 田 聡	4回/4回
社外取締役 (監査等委員)	森 か お る	4回/4回

当事業年度における監査等委員会の主な検討事項は、監査方針、監査計画および職務分担など監査等委員会運営に関する事項、再任や報酬など会計監査人に関する事項、計算書類および事業報告並びにこれらの附属明細書に対する監査報告に関する事項、監査等委員ではない取締役の選任・報酬についての意見の決定に関する事項であります。

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

内部監査の状況

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、内部監査室は、監査等委員会、会計監査人および内部統制委員会と相互に連携を図り、情報収集と意見交換を行うことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1992年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中田 明

指定有限責任社員 業務執行社員 千原 徹也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査業務の品質、他業種・他社における豊富な監査経験、関連するサービスの充

実度、監査報酬の妥当性を総合的に評価し、会計監査人に選定しております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、監査の実施状況を監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
40		40	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等より提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで、監査公認会計士等と協議し決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、業績・株主価値の向上や持続的な成長の達成のための健全なインセンティブとなる報酬体系とし、客観性・透明性の高い手続きに従って決定するという基本的な考えのもと、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「取締役」という）の個人別報酬等の決定方針を決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員の協議により決定しております。

(a)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、各取締役の役位、管掌部署や全社の業績などを勘案して年額を決定し、各月において金銭を均等に支給します。

(b)非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬であるストックオプションは、取締役への就任時や役位の昇格時等に各取締役の役位に応じて付与するストックオプションの個数を取締役会で決定します。

(c)基本報酬の額、非金銭報酬の額の割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、上記の(a)および(b)の各方針に基づき決定されたものを支給するという方針であることから、報酬の額の支給割合の決定に関する方針を定めておりません。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額は、2021年5月18日の定時株主総会決議により年額300,000千円以内（決議当時の対象となる員数5名）、その他別枠として取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額として年額66,020千円以内（決議当時の対象となる員数5名）であります。また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額は、2021年5月18日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内であります（決議当時の対象となる員数3名）。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「取締役」という）の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長大村浩一氏が決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であります。取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に一任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。代表取締役社長は、取締役会で決議された方針に沿って決定しており、取締役会は当該方針の内容に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金等	
取締役 (監査等委員および社 外取締役を除く)	165	163	1		0	5
監査等委員 (社外取締役を除く)						
社外役員	22	22				3

- (注) 1 退職慰労金等の内容は、確定拠出年金の掛金であります。  
2 2018年5月15日の定時株主総会において、役員退職慰労金制度が廃止されたことにより、新規の引当計上を停止しております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、相手企業との協力関係や信頼関係の強化等を目的として、中長期的視点から企業価値向上に必要と判断した会社の株式を保有することにしております。また、取締役会において毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、取引状況、将来の取引展開の可能性、ハードルレートと比較した配当金等の収益状況等を勘案して、保有の適否を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	10	5,454

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 格の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	52	取引関係の一層の強化のため、株式数を増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産株式会社	591,600	591,600	出店候補物件の紹介・情報提供など店舗開発に係る取引関係の構築・強化のため保有しております。	有
	1,833	2,155		
大和ハウス工業株式会社	275,900	275,900	出店候補物件の紹介・情報提供や同社建築による出店など店舗開発に係る取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	859	928		
株式会社ナカワ	102,200	102,200	同社建築による出店など店舗開発に係る取引関係の構築・強化のため保有しております。	有
	776	990		
ハリマ共和物産株式会社	396,100	363,600	物流業務等に係る取引関係の維持・強化が目的であり、同社は、当社の物流戦略上、重要な取引先であるため、取引関係の一層の強化のため、株式数を増加しております。	有
	647	635		
パレモ・ホールディングス株式会社	2,087,242	2,087,242	ポピュラープライスの生活用品を取り扱う同社の事業は、当社の事業と親和性があることから、将来的な協働を見据えた取引関係の構築・強化のため保有しております。	無
	396	267		
みずほリース株式会社	101,500	101,500	店舗設備やシステム開発への投資におけるリース・割賦取引に係る取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	363	330		
グローリー株式会社	132,800	132,800	店舗業務が効率化・省力化される同社製品に係る取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	354	281		
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	100,000	100,000	主要取引銀行である株式会社みずほ銀行をはじめとするグループ各社との取引関係を維持・強化するために保有しております。	無
	214	159		
第一生命ホールディングス株式会社	1,300	1,300	保険業務に係る取引関係を維持・強化するため保有しております。	無
	3	3		
株式会社T & D ホールディングス	1,600	1,600	保険業務に係る取引関係を維持・強化するため保有しております。	無
	3	2		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取締役会において毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、取引状況、将来の取引展開の可能性、ハードルレートと比較した配当金等の収益状況等を総合的に検証する方針です。

2 株式会社みずほフィナンシャルグループは当社の株式を保有しておりませんが、同子会社が当社の株式を保有しております。

3 第一生命ホールディングス株式会社は当社の株式を保有しておりませんが、同子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年2月21日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する他、会計専門誌の定期購読、各種セミナーへの参加をしております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	58,461	56,266
売掛金	3,669	5,230
有価証券	560	934
商品	26,033	30,950
未着商品	1,195	2,140
前払費用	393	390
1年内回収予定の建設協力金	670	536
預け金	1,226	1,482
その他	693	786
流動資産合計	92,904	98,718
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,163	13,248
減価償却累計額	5,801	6,257
建物(純額)	6,362	6,990
構築物	3,155	3,208
減価償却累計額	2,367	2,429
構築物(純額)	788	778
機械及び装置	123	123
減価償却累計額	83	88
機械及び装置(純額)	40	34
車両運搬具	15	15
減価償却累計額	9	11
車両運搬具(純額)	5	3
什器備品	7,024	7,233
減価償却累計額	6,287	6,474
什器備品(純額)	736	758
土地	4,040	4,916
リース資産	474	290
減価償却累計額	361	125
リース資産(純額)	112	164
建設仮勘定	44	362
有形固定資産合計	12,130	14,009
無形固定資産		
ソフトウェア	933	799
リース資産	59	39
電話加入権	27	27
その他	1	1
無形固定資産合計	1,022	867

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	7,439	7,231
出資金	0	0
長期前払費用	433	345
繰延税金資産	1,097	1,346
建設協力金	2,558	2,082
敷金及び保証金	4,581	4,675
その他	1 269	1 316
貸倒引当金	26	
投資その他の資産合計	16,354	15,997
固定資産合計	29,507	30,874
資産合計	122,411	129,592
負債の部		
流動負債		
支払手形	613	426
電子記録債務	2 28,549	29,762
買掛金	9,355	10,684
リース債務	67	67
未払金	3,430	3,411
未払費用	95	100
未払法人税等	2,322	2,072
未払消費税等	240	
預り金	226	226
賞与引当金	798	843
設備関係支払手形	222	553
株主優待引当金	81	77
その他	1 564	1, 4 638
流動負債合計	46,567	48,865
固定負債		
リース債務	109	147
退職給付引当金	949	1,031
役員退職慰労引当金	328	328
資産除去債務	1,640	1,706
その他	515	415
固定負債合計	3,543	3,629
負債合計	50,110	52,494

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,523	2,523
資本剰余金		
資本準備金	2,321	2,321
その他資本剰余金	345	358
資本剰余金合計	2,666	2,679
利益剰余金		
利益準備金	132	132
その他利益剰余金		
圧縮積立金	38	37
別途積立金	66,984	73,868
繰越利益剰余金	9,202	8,384
利益剰余金合計	76,357	82,421
自己株式	9,797	10,758
株主資本合計	71,749	76,865
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	399	153
繰延ヘッジ損益	25	56
評価・換算差額等合計	425	97
新株予約権	125	135
純資産合計	72,301	77,098
負債純資産合計	122,411	129,592

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
売上高	163,016	1 169,524
売上原価		
商品期首棚卸高	26,351	27,229
当期商品仕入高	104,572	116,341
合計	130,923	143,570
商品期末棚卸高	27,229	33,091
他勘定振替高	2 11	2 13
売上原価合計	3 103,682	3 110,465
売上総利益	59,333	59,058
販売費及び一般管理費	4 47,074	4 48,125
営業利益	12,259	10,933
営業外収益		
受取利息	59	59
受取配当金	106	114
期日前決済割引料	5 31	5 28
受取補償金	76	145
為替差益	98	148
協力金収入	79	-
雑収入	171	177
営業外収益合計	624	674
営業外費用		
支払利息	5	3
支払手数料	12	8
売電費用	6	5
雑損失	7	1
営業外費用合計	31	19
経常利益	12,852	11,588
特別利益		
受取保険金	13	-
特別利益合計	13	-
特別損失		
減損損失	6 74	6 78
店舗閉鎖損失	-	7 23
災害損失	8 13	8 17
特別損失合計	88	120
税引前当期純利益	12,777	11,468
法人税、住民税及び事業税	4,219	3,933
法人税等調整額	60	104
法人税等合計	4,279	3,828
当期純利益	8,498	7,640

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,523	2,321	254	2,575
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			91	91
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）				
当期変動額合計			91	91
当期末残高	2,523	2,321	345	2,666

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他利益剰余金			
		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	132	40	60,249	8,916	69,337
当期変動額					
剰余金の配当				1,478	1,478
当期純利益				8,498	8,498
圧縮積立金の取崩		1		1	
別途積立金の積立			6,735	6,735	
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					
当期変動額合計		1	6,735	286	7,020
当期末残高	132	38	66,984	9,202	76,357

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	7,528	66,907	559	21	581	153	67,643
当期変動額							
剰余金の配当		1,478					1,478
当期純利益		8,498					8,498
圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	2,500	2,500					2,500
自己株式の処分	230	322					322
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			159	3	155	28	183
当期変動額合計	2,269	4,842	159	3	155	28	4,658
当期末残高	9,797	71,749	399	25	425	125	72,301

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,523	2,321	345	2,666
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			13	13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			13	13
当期末残高	2,523	2,321	358	2,679

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他利益剰余金			
		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	132	38	66,984	9,202	76,357
当期変動額					
剰余金の配当				1,576	1,576
当期純利益				7,640	7,640
圧縮積立金の取崩		1		1	
別途積立金の積立			6,884	6,884	
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		1	6,884	818	6,063
当期末残高	132	37	73,868	8,384	82,421



(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	9,797	71,749	399	25	425	125	72,301
当期変動額							
剰余金の配当		1,576					1,576
当期純利益		7,640					7,640
圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	999	999					999
自己株式の処分	39	52					52
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			246	82	328	9	319
当期変動額合計	960	5,115	246	82	328	9	4,796
当期末残高	10,758	76,865	153	56	97	135	77,098

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	12,777	11,468
減価償却費	1,401	1,370
減損損失	74	78
災害損失	13	17
受取保険金	13	-
店舗閉鎖損失	-	23
貸倒引当金の増減額（ は減少）	-	26
賞与引当金の増減額（ は減少）	44	44
株主優待引当金の増減額（ は減少）	1	4
退職給付引当金の増減額（ は減少）	23	82
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	11	-
受取利息及び受取配当金	194	211
支払利息	5	3
売上債権の増減額（ は増加）	424	1,560
棚卸資産の増減額（ は増加）	889	5,875
仕入債務の増減額（ は減少）	3,321	2,645
未払金の増減額（ は減少）	285	27
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,776	240
その他	150	290
小計	14,488	7,499
利息及び配当金の受取額	135	152
災害損失の支払額	4	3
保険金の受取額	12	1
利息の支払額	5	3
法人税等の支払額	5,876	4,178
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,750</b>	<b>3,467</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	1,753	2,549
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	367	272
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	959	761
投資有価証券の取得による支出	374	1,213
投資有価証券の売却及び償還による収入	182	863
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,353	2,410
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,478	1,576
自己株式の取得による支出	2,500	999
自己株式の処分による収入	279	43
リース債務の返済による支出	232	77
割賦債務の返済による支出	348	358
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,280	2,969
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	26
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,131	1,938
現金及び現金同等物の期首残高	56,556	59,687
現金及び現金同等物の期末残高	1 59,687	1 57,748

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
  - a 満期保有目的の債券  
...償却原価法(定額法)
  - b その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
...時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
...移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準および評価方法  
時価法
- 3 棚卸資産の評価基準および評価方法  
売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 4 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法  
ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
什器備品	3年～15年

  
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用  
定額法
  - (4) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2018年5月15日付で、役員退職慰労金制度が廃止されたことにより、新規の引当計上を停止しております。

### (5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、過去の実績に基づき、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

## 7 収益及び費用の計上基準

当社はベビー・子供の生活関連用品の販売を行っており、商品の販売に関わる顧客との契約から生じる収益については、顧客に商品を引渡した時点において、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、インターネット販売においては、収益認識適用指針第98項の要件を満たすものは、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから短期のうちに支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 8 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建輸入取引

### (3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、預け金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(店舗に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	貸借対照表計上額	減損損失計上額	貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗に係る固定資産	11,177	73	13,013	74

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、店舗に係る固定資産の減損兆候を判定するにあたっては、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が2か年連続してマイナスである場合や退店の意思決定が生じた場合等に減損の兆候を識別しております。減損の兆候が認められる店舗において、減損を認識するかどうかの判定は、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって行われ、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を零まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された中期経営計画を基礎として作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 代理人取引による収益認識

顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) インターネット販売における割引クーポン

商品等の販売において顧客から提示される不特定多数の消費者に配布した割引クーポンについて、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識する一方、提示された割引クーポンは販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客から受け取る対価の総額から当該費用を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 自社発行商品券

自社が発行する商品券について、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しておりますが、従来の営業外収益(雑収入)に計上する方法から売上高に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は112百万円、売上原価は129百万円、販売費及び一般管理費は8百万円、営業外収益は25百万円減少し、営業利益は25百万円増加しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計基準を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

( 損益計算書関係 )

当事業年度より、費目別に区分掲記しておりました「販売費及び一般管理費」について、損益計算書の一覧性および明瞭性を高めるため、「販売費及び一般管理費」として一括掲記する方法に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替を行っております。

(追加情報)

( 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項 )

当社は、2010年9月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式または当社株式の時価相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付します。退職者に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、本制度の信託財産として分別管理するものとしています。

(2) 会計処理

会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。

当社と株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」といいます。)は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産および負債、収益および費用については、貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

(3) 信託口が保有する自社の株式に関する事項

信託口が保有する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末168百万円、当事業年度末166百万円であります。

なお、当該自己株式の期末株式数は、前事業年度末223,400株、当事業年度末220,500株であり、期中平均株式数は、前事業年度224,408株、当事業年度222,400株であります。これらの株式数につきましては、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表関係)

1 資金決済に関する法律に基づき供託している資産および対応する債務

(担保に供している資産)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
投資その他の資産 その他(供託金)	138百万円	146百万円

(対応する債務)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
流動負債 その他(商品券)	298百万円	305百万円

2 期末日満期手形および電子記録債務

期末日満期手形および電子記録債務の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期電子記録債務が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
電子記録債務	274百万円	百万円

3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
コミットメントライン極度額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	10,000百万円	10,000百万円

4 契約負債

流動負債「その他」のうち契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年2月20日)
契約負債	307百万円



(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 他勘定振替高の内容

(前事業年度)

2021年8月豪雨により廃棄処分した商品の特別損失への振替であります。

(当事業年度)

2022年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により廃棄処分した商品の特別損失への振替であります。

3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
売上原価	1,525百万円	1,644百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
従業員給料及び賞与	12,341百万円	12,669百万円
地代家賃	15,688百万円	16,011百万円
退職給付費用	147百万円	207百万円
賞与引当金繰入額	798百万円	843百万円
株主優待引当金繰入額	122百万円	110百万円
減価償却費	1,396百万円	1,365百万円
おおよその割合		
販売費	13.9%	13.5%
一般管理費	86.1%	86.5%

5 期日前決済割引料の内容

電子記録債務の支払期日前の決済により、電子債権買取会社から受け取った割引料であります。

6 減損損失の内訳

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額
事業用資産(店舗)	福岡県他 1道1府16県 34店舗	建物 59百万円
		構築物 5百万円
		什器備品 4百万円
		機械及び装置 0百万円
		その他 3百万円
		合計 73百万円
事業用資産 (インターネット販売)	兵庫県	ソフトウェア 0百万円
遊休資産	兵庫県	電話加入権 0百万円
合計		74百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上するなど、投資額の将来の回収が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また上記の遊休資産については、将来の使用が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額
事業用資産(店舗)	神奈川県他 1都1道1府16県 34店舗	建物 52百万円
		構築物 4百万円
		什器備品 3百万円
		その他 14百万円
		合計 74百万円
事業用資産 (インターネット販売)	兵庫県	ソフトウェア 3百万円
		その他 1百万円
		合計 4百万円
合計		78百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上するなど、投資額の将来の回収が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

7 店舗閉鎖損失の内訳

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
賃貸借契約の解約による損失	百万円	23百万円

8 災害損失の内訳

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
棚卸資産の廃棄損失	11百万円	13百万円
店舗復旧費用	2百万円	3百万円
合計	13百万円	17百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	7,516,147	1,496,424	211,600	8,800,971

(注) 1 当事業年度期首および当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」という。)が保有する自社の株式がそれぞれ225,900株、223,400株含まれております。

2 (変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加1,496,424株は、取締役会の決議による自己株式の取得1,496,200株、単元未満株式の買取による取得224株であります。

自己株式の株式数の減少211,600株は、新株予約権の権利行使による減少209,100株、従業員の退職に伴う株式給付信託口分の減少2,500株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	増加	減少	
提出会社	第22回新株予約権(注)					15
	第23回新株予約権(注)					91
	第24回新株予約権(注)					0
	第25回新株予約権(注)					4
	第26回新株予約権(注)					0
	第27回新株予約権(注)					5
	第28回新株予約権(注)					0
	第29回新株予約権(注)					6
合計						125

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月18日 定時株主総会	普通株式	747百万円	12円00銭	2021年2月20日	2021年5月19日
2021年9月29日 取締役会	普通株式	736百万円	12円00銭	2021年8月20日	2021年11月1日

- (注) 1 2021年5月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。
- 2 2021年9月29日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	793百万円	13円00銭	2022年2月20日	2022年4月26日

- (注) 2022年3月30日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

#### 1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	8,800,971	689,418	35,200	9,455,189

- (注) 1 当事業年度期首および当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」という。)が保有する自社の株式がそれぞれ223,400株、220,500株含まれております。
- 2 (変動事由の概要)  
自己株式の株式数の増加689,418株は、取締役会の決議による自己株式の取得689,400株、単元未満株式の買取による取得18株であります。  
自己株式の株式数の減少35,200株は、新株予約権の権利行使による減少32,300株、従業員の退職に伴う株式給付信託口分の減少2,900株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高 (百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	
提出会社	第22回新株予約権(注)					12
	第23回新株予約権(注)					87
	第24回新株予約権(注)					0
	第25回新株予約権(注)					4
	第26回新株予約権(注)					0
	第27回新株予約権(注)					6
	第28回新株予約権(注)					2
	第29回新株予約権(注)					15
	第30回新株予約権(注)					6
合計						135

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通株式	793百万円	13円00銭	2022年2月20日	2022年4月26日
2022年9月28日 取締役会	普通株式	789百万円	13円00銭	2022年8月20日	2022年11月1日

(注) 1 2022年3月30日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2 2022年9月28日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年4月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	784百万円	13円00銭	2023年2月20日	2023年4月25日

(注) 2023年4月5日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
現金及び預金勘定	58,461百万円	56,266百万円
預け金勘定	1,226百万円	1,482百万円
現金及び現金同等物	59,687百万円	57,748百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、店舗におけるレジ等の電子機器類であります。

・無形固定資産

主として、本部における業務支援システムのソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
1年内	8,652	8,683
1年超	4,331	3,981
計	12,984	12,665

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されております。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券と主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金および敷金・保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金および未払金はそのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、定期的な時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

建設協力金および敷金・保証金についても、定期的な差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券 ( 2 )	2,243	2,259	15
その他有価証券 ( 3 )	5,755	5,755	
(2) 建設協力金( 4 )	3,228	3,420	191
(3) 敷金及び保証金( 5 )	4,582		
貸倒引当金( 6 )	5		
	4,576	4,487	89
資産計	15,804	15,921	117
デリバティブ取引( 7 )	37	37	

- ( 1 ) 現金及び預金、売掛金、預け金、電子記録債務、買掛金、未払金および未払法人税等は現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- ( 2 ) 1年以内に満期が到来する有価証券を含んでおります。
- ( 3 ) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(百万円)
非上場株式	0

- ( 4 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- ( 5 ) 1年内回収予定の敷金・保証金を含んでおります。
- ( 6 ) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- ( 7 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(2023年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券 ( 2 )	2,711	2,669	42
その他有価証券 ( 3 )	5,454	5,454	
(2) 建設協力金( 4 )	2,618	2,742	123
(3) 敷金及び保証金( 5 )	4,676	4,502	174
資産計	15,460	15,367	92
デリバティブ取引( 6 )	81	81	

- ( 1 ) 現金及び預金、売掛金、預け金、電子記録債務、買掛金、未払金および未払法人税等は現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- ( 2 ) 1年以内に満期が到来する有価証券を含んでおります。
- ( 3 ) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度(百万円)
非上場株式	0

- ( 4 ) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- ( 5 ) 1年内回収予定の敷金・保証金を含んでおります。
- ( 6 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。



(注) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2022年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券 満期保有目的の 債券	560	1,483	200	
建設協力金	670	1,456	769	332
敷金及び保証金	1,335	1,111	1,240	889
合計	2,565	4,050	2,210	1,222

(注) 敷金及び保証金5百万円については、償還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当事業年度(2023年2月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券 満期保有目的の 債券	934	1,197	579	
建設協力金	536	1,199	606	277
敷金及び保証金	1,599	1,060	1,187	828
合計	3,070	3,457	2,373	1,105

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2023年2月20日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,454	-	-	5,454
デリバティブ	-	81	-	81

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当事業年度(2023年2月20日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	-	2,669	-	2,669
建設協力金	-	2,742	-	2,742
敷金及び保証金	-	4,502	-	4,502
資産計	-	9,913	-	9,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、活発な市場である取引所の価格により評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

建設協力金、敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2022年2月20日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,643	1,659	15
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	600	599	0
合計	2,243	2,259	15

当事業年度(2023年2月20日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	579	579	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,131	2,089	42
合計	2,711	2,669	42

## 2. その他有価証券

前事業年度(2022年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,278	3,366	911
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,477	1,813	336
合計		5,755	5,179	575

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2023年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,406	1,736	669
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,047	3,496	448
合計		5,454	5,232	221

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

種類	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)			当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)		
	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	130	130		200	200	

売却の理由

期限前償還条項に基づき償還されたものです。

## 4. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	52	0	
合計	52	0	

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,023百万円		37百万円
合計			3,023百万円		37百万円

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	4,634百万円		81百万円
合計			4,634百万円		81百万円

(退職給付関係)

(退職一時金制度)

1 採用している退職給付制度の概要

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
退職給付債務の期首残高	687	720
勤務費用	50	52
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	0	52
退職給付の支払額	20	20
退職給付債務の期末残高	720	703

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2022年 2月20日)	当事業年度 (2023年 2月20日)
退職一時金制度の退職給付債務	720	703
未認識数理計算上の差異	0	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	721	756
退職給付引当金	721	756
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	721	756

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
勤務費用	50	52
利息費用	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	10	0
確定給付制度に係る退職給付費用	43	56

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
割引率	0.5%	1.0%

( 株式給付制度 )

1 採用している退職給付制度の概要

株式給付規程に基づいて、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
退職給付債務(百万円)	227	274
退職給付引当金(百万円)	227	274

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立(百万円)	4	53
退職給付費用(百万円)	4	53

( 確定拠出年金制度 )

当社では確定拠出年金制度を採用しております。当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度99百万円、当事業年度98百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額および科目名

	前事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)	当事業年度 (自 2022年 2月21日 至 2023年 2月20日)
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	10百万円	14百万円

## 2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2018年 5月15日 (株主総会承認日)	2018年 5月15日 (株主総会承認日)	2019年 5月14日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役 9名	当社従業員587名	当社取締役 2名
株式の種類および ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 126,000	普通株式 999,100	普通株式 12,000
付与日	2018年 6月11日	2018年 6月11日	2019年 6月12日
権利確定条件	付与日(2018年 6月11日)以降、権利確定日(2020年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2018年 6月11日)以降、権利確定日(2020年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2019年 6月12日)以降、権利確定日(2021年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2018年 6月11日から 2020年 5月31日まで	2018年 6月11日から 2020年 5月31日まで	2019年 6月12日から 2021年 5月31日まで
権利行使期間	2020年 6月 1日から 2025年 5月31日まで	2020年 6月 1日から 2025年 5月31日まで	2021年 6月 1日から 2025年 5月31日まで

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
決議年月日	2019年5月14日 (株主総会承認日)	2020年5月12日 (株主総会承認日)	2020年5月12日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社従業員98名	当社取締役1名	当社従業員99名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 103,200	普通株式 10,000	普通株式 120,500
付与日	2019年6月12日	2020年6月2日	2020年6月2日
権利確定条件	付与日(2019年6月12日)以降、権利確定日(2021年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2020年6月2日)以降、権利確定日(2022年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2020年6月2日)以降、権利確定日(2022年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2019年6月12日から 2021年5月31日まで	2020年6月2日から 2022年5月31日まで	2020年6月2日から 2022年5月31日まで
権利行使期間	2021年6月1日から 2025年5月31日まで	2022年6月1日から 2025年5月31日まで	2022年6月1日から 2025年5月31日まで

	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第30回新株予約権
決議年月日	2021年5月18日 (株主総会承認日)	2021年5月18日 (株主総会承認日)	2022年5月17日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役3名	当社従業員91名	当社従業員89名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 12,000	普通株式 84,000	普通株式 88,700
付与日	2021年6月7日	2021年6月7日	2022年6月6日
権利確定条件	付与日(2021年6月7日)以降、権利確定日(2023年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2021年6月7日)以降、権利確定日(2023年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(2022年6月6日)以降、権利確定日(2024年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2021年6月7日から 2023年5月31日まで	2021年6月7日から 2023年5月31日まで	2022年6月6日から 2024年5月31日まで
権利行使期間	2023年6月1日から 2025年5月31日まで	2023年6月1日から 2025年5月31日まで	2024年6月1日から 2025年5月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

## ストック・オプションの数

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	80,000	473,600	12,000
権利確定			
権利行使	15,500	8,000	7,000
失効		12,800	
未行使残	64,500	452,800	5,000

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末		10,000	119,900
付与			
失効			
権利確定		10,000	119,900
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	81,500		
権利確定		10,000	119,900
権利行使	300	1,500	
失効	3,300		2,700
未行使残	77,900	8,500	117,200

	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第30回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	12,000	83,100	
付与			88,700
失効		2,100	3,300
権利確定			
未確定残	12,000	81,000	85,400
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,336	1,336	1,336
行使時平均株価 (円)	1,446	1,541	1,366
付与日における公正な評価単価 (円)	193	193	52

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,336	1,336	1,336
行使時平均株価 (円)	1,522	1,366	
付与日における公正な評価単価 (円)	52	53	53

	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第30回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,741	1,741	1,741
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	217	217	206

3. 当年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性 34.946%

2019年12月6日～2022年6月6日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 2.5年

予想残存期間については、十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、付与されたストック・オプションが権利行使期間中に一様に分散的に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間は割当日から権利行使期間の中間点までの期間と考えることとしております。

1株当たりの配当額 25円

過去1年間の実績配当金を使用しております。

無リスクの利子率 0.078%

予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを用いました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	243百万円	257百万円
未払事業税	148百万円	138百万円
資産除去債務	502百万円	522百万円
役員退職慰労引当金	100百万円	100百万円
退職給付引当金	289百万円	314百万円
減価償却累計額	61百万円	60百万円
減損損失累計額	112百万円	115百万円
その他	117百万円	139百万円
繰延税金資産小計	1,576百万円	1,650百万円
評価性引当額	28百万円	百万円
繰延税金資産合計	1,548百万円	1,650百万円
繰延税金負債		
棚卸資産評価額	15百万円	13百万円
繰延ヘッジ利益	11百万円	百万円
建設協力金・保証金	43百万円	35百万円
資産除去債務に対応する除去費用	187百万円	170百万円
圧縮積立金	17百万円	16百万円
その他有価証券評価差額金	175百万円	67百万円
繰延税金負債合計	450百万円	303百万円
繰延税金資産の純額	1,097百万円	1,346百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	2.6%	2.9%
その他	0.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%	33.4%

(持分法損益等)

関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間等によって取得から2～50年と見積り、割引率は0～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
期首残高	1,380百万円	1,648百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	81百万円	63百万円
見積りの変更による増加額	192百万円	百万円
時の経過による調整額	14百万円	13百万円
資産除去債務の履行による減少額	21百万円	11百万円
期末残高	1,648百万円	1,714百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
子供衣料	58,823
育児・服飾雑貨	94,592
ベビー・マタニティ衣料	16,025
その他	82
顧客との契約から生じる収益	169,524
その他の収益	-
外部顧客への売上高	169,524

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)7.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度に

おいて存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
契約負債(期首残高)	310
契約負債(期末残高)	307

契約負債は顧客から受け取った前受金のうち、事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、238百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021年2月21日 至 2022年2月20日）

## 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社の役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	大村 禎史			当社代表取締役会長	(被所有) 直接7.99		ストック・オプションの権利行使 (注)	10		
役員	大村 浩一			当社代表取締役社長	(被所有) 直接6.19		ストック・オプションの権利行使 (注)	10		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 2018年5月15日定時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

当事業年度（自 2022年2月21日 至 2023年2月20日）

## 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社の役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	大村 禎史			当社代表取締役会長	(被所有) 直接8.09		ストック・オプションの権利行使 (注) 1	10		
役員	大村 浩一			当社代表取締役社長	(被所有) 直接6.27		ストック・オプションの権利行使 (注) 2	11		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 2018年5月15日定時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2 2019年5月14日および2020年5月12日定時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
1株当たり純資産額	1,187.34円	1,279.87円
1株当たり当期純利益	138.98円	126.51円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	138.79円	126.35円

(注) 1 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式数は、前事業年度223,400株、当事業年度220,500株であります。1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前事業年度224,408株、当事業年度222,400株であります。

## 2 算定上の基礎

## 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (2022年2月20日)	当事業年度 (2023年2月20日)
純資産の部の合計額	72,301百万円	77,098百万円
普通株式に係る期末純資産額	72,175百万円	76,963百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	125百万円	135百万円
普通株式の発行済株式数	69,588,856株	69,588,856株
普通株式の自己株式数	8,800,971株	9,455,189株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	60,787,885株	60,133,667株

## 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	当事業年度 (自 2022年2月21日 至 2023年2月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益	8,498百万円	7,640百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	百万円
普通株式に係る当期純利益	8,498百万円	7,640百万円
普通株式の期中平均株式数	61,146,849株	60,393,277株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	百万円	百万円
普通株式増加数 (うち新株予約権)	85,491株 (85,491株)	76,909株 (76,909株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (96,000株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (183,800株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,163	1,230	146(52)	13,248	6,257	535	6,990
構築物	3,155	80	28(4)	3,208	2,429	84	778
機械及び装置	123		0	123	88	5	34
車両運搬具	15			15	11	1	3
什器備品	7,024	301	92(3)	7,233	6,474	272	758
土地	4,040	876		4,916			4,916
リース資産	474	104	288	290	125	52	164
建設仮勘定	44	2,734	2,415	362			362
有形固定資産計	27,041	5,327	2,972(60)	29,397	15,388	951	14,009
無形固定資産							
ソフトウェア	2,253	272	265(3)	2,260	1,461	397	799
リース資産	99			99	59	20	39
電話加入権	27			27			27
その他 (水道施設利用権)	3			3	2	0	1
無形固定資産計	2,383	272	265(3)	2,390	1,523	418	867
長期前払費用	2,766	72	5	2,833	2,484	80	349

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建物	当期出店の40店舗に係るもの	946
建設仮勘定	当期出店の40店舗に係るもの	1,525

- 2 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失計上額であります。
- 3 「長期前払費用」の「差引当期末残高」349百万円のうち、1年以内に費用となるべき金額は3百万円であり、貸借対照表において流動資産の前払費用に組替えて掲記しております。



【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	67	67	0.7	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	109	147	1.3	2024年～2032年
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	323	233		
割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	432	326		2024年～2028年

(注)1 割賦未払金については、利息相当額を控除する前の金額で未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	48	34	27	18
その他有利子負債	173	100	45	7

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	26		5	20	
賞与引当金	798	843	798		843
役員退職慰労引当金	328				328
株主優待引当金	81	110	114		77

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収による取り崩しであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産および負債の内容】

## 資産の部

## イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	775
預金の種類	
当座預金	16,497
普通預金	35,012
郵便貯金	3,009
外貨預金	934
別段預金	37
小計	55,491
合計	56,266

## ロ 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社ジェーシービー	838
PayPay株式会社	821
株式会社NTTドコモ	801
ユーシーカード株式会社	721
トヨタファイナンス株式会社	680
その他	1,366
計	5,230

## 売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{A+D}{\frac{2}{B} \times 365}$
3,669	92,580	91,019	5,230	94.6	17.5

八 商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	11,159
育児・服飾雑貨	15,910
ベビー・マタニティー衣料	3,880
その他	0
計	30,950

二 未着商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	1,569
育児・服飾雑貨	215
ベビー・マタニティー衣料	355
計	2,140

ホ 投資有価証券

区分	金額(百万円)
株式	5,454
債券	
社債	1,776
計	7,231

## 負債の部

## イ 支払手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
N X キャッシュ・ロジスティクス株式会社	168
山九株式会社	106
株式会社犬印本舗	69
日本通運株式会社	63
キュービクルメンテ協会	9
その他	8
計	426

## 期日別明細

期日別	金額(百万円)
1か月以内	135
2か月以内	110
3か月以内	102
4か月以内	78
計	426

□ 電子記録債務  
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ピップ株式会社	8,370
川本産業株式会社	3,901
丸紅ファッションリンク株式会社	2,660
株式会社STX	1,951
レック株式会社	686
その他	12,190
計	29,762

期日別明細

期日別	金額(百万円)
1か月以内	8,570
2か月以内	7,501
3か月以内	7,576
4か月以内	6,083
5か月以内	30
計	29,762

八 買掛金

相手先	金額(百万円)
ピップ株式会社	1,713
川本産業株式会社	880
丸紅ファッションリンク株式会社	588
株式会社STX	572
MORIS MJ Limited	527
その他	6,401
計	10,684

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	45,016	84,478	130,427	169,524
税引前 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,167	6,899	10,534	11,468
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,511	4,650	7,092	7,640
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	57.92	76.78	117.28	126.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	57.92	18.83	40.49	9.11

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで																				
定時株主総会	5月1日より5月20日までの間																				
基準日	2月20日																				
剰余金の配当の基準日	2月20日、8月20日																				
1単元の株式数	100株																				
単元未満株式の買取り・買増し																					
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部																				
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																				
取次所																					
買取・買増手数料	無料																				
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.24028.jp/">https://www.24028.jp/</a>																				
株主に対する特典	<p>年2回2月20日、8月20日現在の株主に対し、「株主ご優待カード」(プリペイドカード)を贈呈いたします。併せて、長期保有株主には年1回、2月20日を基準日として、保有株数に応じて優待金額を増額(通常の優待金額に上積み)いたします。</p> <p>1.発行基準</p> <p>(1)保有株式数に応じた株主優待</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>年2回 (基準日2月20日・8月20日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～499株</td> <td>1,000円分</td> </tr> <tr> <td>500株～999株</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)長期保有優遇制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>年1回 (基準日2月20日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～499株</td> <td>500円分</td> </tr> <tr> <td>500株～999株</td> <td>1,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株～2,999株</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>3,000株～4,999株</td> <td>4,000円分</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>5,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期保有株主とは、2020年2月20日以降の毎年2月20日(判定日)から遡って、2月20日および8月20日の株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して100株以上の保有株式数が記載または記録されている株主といたします。</p> <p>2.優待方法 お買上げ金額にかかわらず、当社の店舗および西松屋公式オンラインストアにてプリペイドカードとしてご利用いただけます。</p> <p>3.対象店舗 当社全店舗および西松屋公式オンラインストア</p> <p>4.有効期間 2月20日現在の株主に対する発行分 定時株主総会の翌日から6ヶ月間 8月20日現在の株主に対する発行分 中間配当支払開始日から6ヶ月間</p>	保有株式数	年2回 (基準日2月20日・8月20日)	100株～499株	1,000円分	500株～999株	3,000円分	1,000株以上	5,000円分	保有株式数	年1回 (基準日2月20日)	100株～499株	500円分	500株～999株	1,000円分	1,000株～2,999株	3,000円分	3,000株～4,999株	4,000円分	5,000株以上	5,000円分
保有株式数	年2回 (基準日2月20日・8月20日)																				
100株～499株	1,000円分																				
500株～999株	3,000円分																				
1,000株以上	5,000円分																				
保有株式数	年1回 (基準日2月20日)																				
100株～499株	500円分																				
500株～999株	1,000円分																				
1,000株～2,999株	3,000円分																				
3,000株～4,999株	4,000円分																				
5,000株以上	5,000円分																				

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 およびその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第66期)	自 2021年2月21日 至 2022年2月20日	2022年5月18日 近畿財務局長に提出
(2) 内部統制報告書			2022年5月18日 近畿財務局長に提出
(3) 臨時報告書 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における決議事項の決議)			2022年5月19日 近畿財務局長に提出
(4) 臨時報告書 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書(新株予約権発行の決議)			2022年5月23日 近畿財務局長に提出
(5) 臨時報告書の訂正報告書 金融商品取引法第24条の5第5項に基づく臨時報告書の訂正報告書(資本組入額確定による5月23日付提出の臨時報告書の訂正)			2022年6月7日 近畿財務局長に提出
(6) 四半期報告書および確認書	(第67期第1四半期)	自 2022年2月21日 至 2022年5月20日	2022年7月1日 近畿財務局長に提出
	(第67期第2四半期)	自 2022年5月21日 至 2022年8月20日	2022年10月3日 近畿財務局長に提出
	(第67期第3四半期)	自 2022年8月21日 至 2022年11月20日	2022年12月27日 近畿財務局長に提出
(7) 自己株券買付状況報告書	(報告期間)	自 2022年9月1日 至 2022年9月30日	2022年10月14日 近畿財務局長に提出
		自 2022年10月1日 至 2022年10月31日	2022年11月15日 近畿財務局長に提出
		自 2023年4月1日 至 2023年4月30日	2023年5月12日 近畿財務局長に提出



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月16日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千 原 徹 也

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの2022年2月21日から2023年2月20日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの2023年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗に係る固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、全国に展開する店舗にてベビー・子供の生活関連用品を販売しており、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末の有形固定資産残高14,009百万円のうち、店舗に係る固定資産は13,013百万円であり、総資産の10.0%を占めている。当事業年度において、店舗に係る固定資産について減損損失74百万円が計上されている。</p> <p>会社は、店舗に係る固定資産の減損兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が2か年連続してマイナスである場合や退店の意思決定が生じた場合等に減損の兆候があると判断している。店舗に係る固定資産の減損兆候の有無を網羅的に把握するためには、店舗の業績集計計算及び本社費の配賦計算に基づく店舗別損益を正確に算定するとともに、退店等の意思決定を適時に反映することが重要となる。</p> <p>また、減損を認識するかどうかの判定は、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって行われており、当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは取締役会にて承認された中期経営計画を基礎としている。見積りの基礎とした中期経営計画には、各店舗の売上高予測、原価率予測、販管費率予測などの重要な仮定が用いられている。これらの重要な仮定は、市場の動向、気候要因、商圈環境の変化による影響を受けるため、経営者の行った判断及び見積りの方法が状況に即した合理的なものであるかどうかについて慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、店舗に係る固定資産の減損の兆候判定及び認識判定の検討は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗に係る固定資産の減損の兆候判定及び認識判定を検討するに当たり、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価）</p> <p>店舗に係る固定資産の減損の兆候判定及び減損損失の認識判定に関連する内部統制に係る整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に減損の兆候判定に用いられる店舗別損益の算定及び減損損失の認識判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積り（その基礎となる中期経営計画含む）に関する統制に焦点を当てた。</p> <p>（減損の兆候判定）</p> <p>店舗に係る固定資産の減損兆候判定資料について、会計帳簿等会社資料との突合や本社費の配賦計算の再計算を行い、資料の正確性を検証した。</p> <p>退店等の計画を把握するため、経営者等への質問や各会議体議事録及び関連資料等を閲覧した。</p> <p>（減損損失の認識判定）</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる重要な仮定である店舗の売上高予測、原価率予測、販管費率予測について、経営者への質問を実施して、店舗業績の改善施策を理解した。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定の合理性を評価するために、次年度予算に織り込まれている経費削減、値下げロス率改善等の各施策の実行可能性について検討した。また、中期経営計画と当事業年度実績との差異内容を分析するとともに、次年度予算が当事業年度実績を踏まえて策定されていること及び中期経営計画の重要な仮定と整合していることを検討した。</p> <p>中期経営計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローについて、過去実績からの趨勢分析並びに関連資料の閲覧を行った。</p> <p>前事業年度に減損兆候があった店舗の利益予想とその実績を比較することにより、経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者及び監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、経営者及び監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西松屋チェーンの2023年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西松屋チェーンが2023年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告

に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

経営者及び監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、経営者及び監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。